3．徴収不能引当金の計上基準
　徴収不能引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、滞留債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
4．賞与引当金及び見積額の計上基準
　翌期の運営費交付金により賞与の財源措置がなされる場合には、引当金は計上していない。
　また、運営費交付金により財源措置がなされない場合には、職員への賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。
5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
　翌期以降の運営費交付金により退職給付の財源措置がなされる場合には、引当金は計上していない。
　また、運営費交付金により財源措置がなされない場合には、教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を適用している。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生した事業年度にそれぞれ全額費用処理している。
6．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券…償却原価法（定額法）を採用している。
　その他有価証券
　　時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。
　　時価のないもの…移動平均法による原価法を採用している。
7．収益及び費用の計上基準
⑴　附属病院の診療に係る収益
　　附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っている。当該履行義務は診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識している。
8．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準は低価法、評価方法は最終仕入原価法によっている。
9．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
10．リース取引の会計処理
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
11．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。
（貸借対照表に係る注記）
1．賞与
　当事業年度末に在籍する役員及び職員のうち、翌期に支給される賞与が運営費交付金で措置される者に係る賞与引当相当額の総額は、927,882,842円である。
2．退職給付
　当事業年度末に在籍する役員及び職員のうち、退職給付が運営費交付金で措置される者が自己都合で退職した場合に必要とされる退職給付引当相当額の総額は、9,165,934,364円である。
3．保証債務
　当事業年度末日の債務保証の総額は、76,728,508円である。
4．本学が有している土地の一部（13,904,121,734円）及び建物の一部（14,747,273,351円）を大学改革支援・学位授与機構長期借入金（15,416,596,000円）及び一年以内返済予定長期借入金（1,259,126,000円）の担保に供している。
5．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの　（単位：円）
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	19,423,941,026
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	16,925,658,266
利益剰余金に与える影響額（差引き）	2,498,282,760

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの
　　法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　581,351,956
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　146,973,372
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　221,630,491
　3,448,238,579
6．資産除去債務関係
⑴　資産除去債務の内容についての説明
　　石綿障害予防規則に基づくアスベスト処分費用及び放射線障害防止法に基づくＲＩ処分費用について資産除去債務を計上している。
⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

種　類	建物名称	取得時から支出発生までの見込期間（年）	割引率（％）
アスベスト処分費用に係る資産除去債務	実験実習施設	7	0.856
	寄宿舎（光風寮）	8	1.040
	大学本部	11	1.459
	昭和町宿舎	23	1.968
ＲＩ処分費用に係る資産除去債務	ＲＩ治療棟	14	1.756
	ポジトロン診療棟	20	2.140
	シングルフォトン診療棟	39	2.308

⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容　（単位：円）

区　分	アスベスト処分費用	ＲＩ処分費用	計
期首残高	37,888,024	16,389,166	54,277,190
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—	—